

○松山養護老人ホーム事務組合人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例

制 定 平成17年3月25日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 人事行政の公表については、松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年松山市条例第2号）の規定を準用する。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。